

土木事務所発注管内一円工事に係る対応について

1 職員の処分

本件については、①工事そのものは適切に施工され完了していること、②公金着服あるいは便宜供与などの不正行為は認められなかったこと、③個人のみならず組織側の課題もあること、といった点を整理し、過去の類似事例も踏まえ関係職員(33名)の人事的措置(文書訓戒・口頭嚴重注意)を次のとおり実施いたしました。

(1) 担当職員 16名

工事の進捗よく管理を怠り、不適切な経由払いを業者に依頼した担当職員については、「市長文書訓戒」を行うことを基本とします。

(2) 技術検査員(係長) 1名

工事の完了を確認する役割の技術検査員については、「経由払いを認知しながら検査業務を行った」技術検査員に対し、「所属長文書訓戒」を行うことを基本とします。

(3) 課長(副所長)・係長 11名

担当職員への管理監督を怠り、その結果経由払いにより支払遅延を起こした責任職については、「市長口頭嚴重注意」を行うことを基本とします。

(4) 土木事務所長 5名

事務所全体の業務執行管理及び職員指導の責任のある土木事務所長については、「所属長文書訓戒」を行うことを基本とします。

【参考:人事的措置者一覧】

	市長文書訓戒	市長口頭嚴重注意	所属長文書訓戒	計
担当職員	2	14		16
技術検査員(係長)			1	1
課長・係長	4	6	1	11
土木事務所長			5	5
合計	6	20	7	33

2 再発防止に向けた具体的な対応

昨年12月の委員会においてご報告した、調査報告書における「再発防止に向けた考え方」について、次のように対応します。

再発防止項目	対応状況
(1) 管内一円工事の執行額は当初契約金額(100%)を基本に執行管理するよう、18土木事務所に徹底するとともに、事業者に対しても再発防止に向け、協力を依頼してまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約金額の100%を基本とします。 ・指示した工事箇所が完了するごとに、概算金額を記載した完了報告書を請負人から監督員に提出させ、出来高額の確認をします。 ・関係団体等を通じて、執行管理に伴う報告書の提出等の協力を依頼します。

<p>(2) 適切な執行管理のため、事業者に工事数量の提出期限を設けるとともに、管内一円の執行金額を中間時点で集計することの徹底に加え、土木事務所内で担当監督員（職員）、主任監督員（係長）、総括監督員（副所長）等による執行状況の確認・調整を行う会議を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限を定めた「<u>完了報告書</u>」及び「<u>進捗状況報告書</u>」の提出を特記仕様書で義務付けます。 ・変更設計については、<u>出来高 80%程度で必ず精査</u>し、執行額を確認します。 ・総括監督員は<u>監督員会議</u>を月 1 回招集し、『完了報告書』及び『進捗状況報告書』に基づき、執行管理に関する確認を行います。
<p>(3) 管内一円工事の設計積算から監督、検査に至るまでの作業の標準化や、経験が少ない職員が、業務を進める上での留意点を示したマニュアルを作成し、これに基づいて土木事務所の職員を対象に研修を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23 年度内に「<u>管内一円工事の手引き（以下「手引き」という）</u>」を作成します。 ・「手引き」による<u>管内一円工事に関する研修</u>を、土木事務所発注工事の監督業務を行う職員を対象に、職員の異動後速やかに実施します。
<p>(4) 職員のコンプライアンス意識を醸成するため、研修等の取組を行うとともに、職員が疑問や問題点をかかえこまないよう、土木事務所や区役所、事業所管局とも迅速に相談できる体制をつくり、組織的な対応を行うことができるようにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のコンプライアンス意識を醸成するために、土木事務所監督員を対象に<u>コンプライアンス研修</u>を 3 月に実施しました。 ・日常から土木事務所内の<u>コミュニケーションの円滑化</u>を進め、監督員会議で疑問、問題点等の情報の共有と解決に向けた連携を図ります。 ・<u>区、局の相談先を明確にし</u>、迅速に相談を受けて対応する体制を組織します。
<p>(5) 管内一円工事は年度末まで対応が求められていますが、単年度契約のため、年度末に完成検査を行う必要があります。この検査も含めて、年度末の緊急対応を円滑に行うための方法を検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23 年度末の緊急対応は、<u>随意契約（口頭契約）</u>で行うように周知しました。 ・24 年度以降については<u>年度末も工期に含んだ工事の発注方法</u>を検討中です。
<p>(6) 万が一、設計変更限度額を超えて工事の指示をせざるを得ない場合には、速やかに関係部署と協議し対応を決めることとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続きについて<u>財政局との協議</u>を「手引き」に明記し、協議に際しては、<u>区、局の所管課が連絡調整</u>し、連携を図ることとします。